

# 令和 3 年 第 11 回 土浦市農業委員会総会議事録

## 1 開会の日時および場所

令和 3 年 11 月 12 日 (金) 午後 2 時

土浦市役所農業委員会室

## 2 議事日程

報告第 33 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による相続等による権利移動について

報告第 34 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理  
について

報告第 35 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理  
について

報告第 36 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議案第 43 号 農地法第 3 条の許可申請に対する審議について

議案第 44 号 農地法第 5 条の許可申請に対する審議について

議案第 45 号 基盤強化法第 18 条の農用地利用集積計画作成について

## 3 出席した委員

1 番 萩 島 一 郎	2 番 飯 塚 利 之	4 番 塙 佳 樹
5 番 柴 沼 栄	7 番 飯 島 栄	8 番 高 野 三 郎
9 番 川 村 剛 久	10 番 栗 原 敦 子	11 番 井 沢 清
12 番 高 橋 弘 一		

## 4 欠席委員

3 番 浅 野 均                      6 番 菅 谷 幸 治

## 5 説明のため出席した者

事務局長 羽成 信明                      局長補佐兼農地係長 坂本 直親                      主任 中村 裕一  
主 幹 圓城寺 陽一                      主 事 古和 真理奈

## 6 総会の大要                      午後 2 時 50 分閉会

議 長	<p>只今、出席委員は10名で総会は成立いたしました。</p> <p>よって、これより、令和3年第11回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の欠席委員を申し上げます。3番 浅野委員，6番 菅谷委員，以上2名の方が欠席となります。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、5番 柴沼委員，7番 飯島委員，以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項について住所・氏名・所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、起立して質問をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>報告第33号「農地法第3条の3第1項の規定による相続等による権利移動について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第33号について議案書のとおり報告)
議 長	<p>只今の報告について、質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、報告第33号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第34号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第34号について議案書のとおり報告)
議 長	<p>只今の報告について、質問はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしということで、報告第34号については原案通り承認します。</p> <p>次に報告第35号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>

事務局	(報告第35号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第35号については原案通り承認します。 次に報告第36号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第36号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、質問はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、報告第36号については原案通り承認します。 それでは議案に入ります。 議案第43号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。申請番号1番、2番の説明を4番 埴委員から願います。
埴委員	4番 埴です。議案第43号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」の1番、2番を説明いたします。去る11月4日、高野委員、川村委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畑2筆 1,295 m <sup>2</sup> です。2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畑1筆 1,374 m <sup>2</sup> です。当該案件につきましてはお互いに耕作に便利なため自作地を交互に交換する、贈与による所有権移転です。現地を確認した結果、農機具等も適切に所有され、それぞれの農地も適切に管理されており許可相当に判断されるところであります。しかしながら1番の譲受人の方に農地法第3条により取得した農地について、転用違反が見受けられます。自宅と隣接した農地を農地法第4条の転用許可を受けずに駐車場として利用している実態が判明いたしました。1番については農地転用違反が解消されるまで不許可とすることが適当であると判断しました。2番については許可相当と判断しました。以上、皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議長	ありがとうございます。次に申請番号3番、4番の説明を9番 川村委員から願います。
川村委員	9番 川村です。議案第43号「農地法第3条の許可申請に対する審議につ

	<p>いて」の3番、4番を説明いたします。</p> <p>3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、畑1筆756㎡です。譲渡事由は耕作出来ないため、譲受事由は農業経営規模拡大のため、贈与による所有権移転です。作付予定は粟です。草刈りもされており畑の状態になっています。譲受人の方で粟を植えるという事ですが、農機具的にも草刈りが出来れば大丈夫かと思えます。</p> <p>4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆、畑2筆で合計6,071㎡です。譲渡事由は高齢のため管理が出来ない、譲受事由は農地を新たに取得し、6次産業化を行うため、作付予定はひまわり・ハーブです。譲受人の方が株式会社になっておりますが、設立が9月であり、農業としての実績がございません。実績がありませんので、今回は不許可相当と判断いたしました。以上、皆様の更なるご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、塙委員、川村委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。</p>
	<p>1番、2番についてはどうですか。交換なら問題はないですが、事務局どうですか。</p>
事 務 局	<p>塙委員の説明のとおり、1番については農地法3条の違反があります。二年前ですかね、3条で取得した農地、自宅脇でした。庭のように使っている状況です。1年ほど前から転用の相談を事務局にしていたのですが、申請が上がってきて見に行ってみたら転用申請がないうちに転用されていたという状況です。</p>
議 長	<p>塙委員から説明がありましたように違反転用しているという事でしょう。違反転用している場合は農地の移動は出来ないという事ですよね。</p> <p>1番を不許可で、2番を許可では2人がやっていることは成り立つのですか。</p>
萩 島 委 員	<p>こっちが考える必要はないのでは。2番の譲渡人としては認めて大丈夫という事ですよね。取得する方向でなければ。</p>
議 長	<p>1番は不許可、2番は許可とします。3番についてはどうですか。</p>
飯 塚 委 員	<p>農業をやっていないのではないかという話になるかと思いますが、実はやっていて、粟を農協に出荷しています。今、粟を増やしています。</p>
議 長	<p>問題は年齢です。</p>
飯 塚 委 員	<p>息子も一緒にやっています。</p>

議 長	他の畑は何を作っているのですか。
飯塚委員	粟です。
議 長	3番については許可とします。収益は少なくとも出荷はしているみたいなので。4番はどうでしょう。
井沢委員	9月に設立したばかりで農地は持ってないわけですよね。
議 長	私もこういう相談を受けますが、農地を買いたいという場合は利用権設定でやってくれと言います。それで実績を残してうまくいくようならば農地を買うという事で。不許可でいいでしょうよね。 その他、質問ございませんか。  (異議なしの声あり)
議 長	異議なしということで、議案第43号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」は1番、4番は不許可、2番、3番は許可することに決めます。 次に議案第44号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。8番 高野委員から説明をお願いします。
高野委員	8番 高野です。議案第44号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る11月4日、埴委員、川村委員、私と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆 264㎡、転用目的は申請地へ自己住宅を建築したいため、売買による所有権移転です。農地区分は第2種農地です。2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑2筆 422㎡、転用目的は申請地へ自己住宅を建築したいため、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆、264㎡、転用目的は申請地へ自己住宅を建築したいため、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地です。 以上、調査員の意見としましては、許可相当と判断しましたが、皆様の更なるご審議をお願いいたします。
議 長	只今、高野委員から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。
高野委員	3番の売買金額はいくらですか。

事務局	520万円になります。
議長	他に質問はございませんか。  (異議なしの声あり)
議長	他に質問もないようですので、議案第44号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は許可することに決めます。 次に議案第45号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第45号「基盤強化法第18条の農用地利用集積計画作成について」を説明いたします。今月は4件あります。詳細につきましては、議案書記載のとおりですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今、事務局から説明がありました。この件につきまして質問ございませんか。
柴沼委員	若い方なのですか。
事務局	60歳です。
飯塚委員	問題なくちゃんとやっているみたいです。
栗原委員	家の畑の近くですが、ネギを耕作しています。しっかりやっています。出荷するために農機具も購入したようです。
議長	こちらに作業場はあるのですか。
栗原委員	ハウスの中でやっています。
飯塚委員	阿見の方にもあるみたいです。
栗原委員	どんどん増やしたいみたいです。
議長	他に、質問ございませんか。  (異議なしの声あり)
議長	異議なしということで、議案第45号「基盤強化法第18条の農用地利用

集積計画作成について」は許可することに決めます。

以上で、令和3年第11回総会の全議案を終了しました。慎重なるご審議  
ありがとうございました。

令和3年11月12日

議 長

署名人

5 番

7 番